



各位 殿

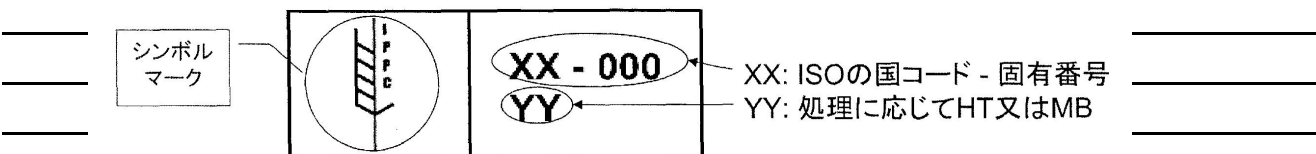
平成20年4月3日

件名： 台湾向け貨物・木材梱包材規制導入のお知らせ

台湾向け輸出貨物について、2008年7月1日より「国際貿易における木材梱包材の規制ガイドライン」(ISPM No.15)を準拠とした木材梱包材規制が実施されることとなりました。

ケース、クレートをはじめ、パレット、固定材等全ての木材梱包材が対象となります。
(合板、ベニヤ等加工処理された木材は除きます)

木製梱包材はISPM No.15に基づく、その輸出国の植物防疫機関の定めた処理が必要となります。また承認された措置を受けた木製梱包材はISPM No.15に基づきその措置を受けた証明マークが表示される必要があります。



ISPMの規格に則していない貨物に対しては、以下2つの方法の措置が施されます。

1. 植物検疫国際基準措置に関する国際基準第15に準じた臭化メチル薫蒸(MB)又は熱処理(HT)
2. 仕出港へ積戻し

尚、貨物が大きすぎる等の理由で臭化メチル薫蒸(MB)又は熱処理(HT)の機器に貨物が収まらない場合や、貨物と木材梱包材が分離できない、または荷主がこれらの措置の実施に同意しない場合も積戻し措置となります。

規制に反した場合は、積戻しとなる場合も御座いますので、何卒ご留意賜りますようお願いとご協力をお願い申し上げます。

ご不明な点等ございましたら、弊社担当者までご連絡頂きますようお願い申し上げます。

株式会社 共同フレイターズ(通関業、国際複合輸送業)

営業部 : TEL : 03-5418-6371 / FAX : 03-5418-6377

カスタマーサービス部 : TEL : 03-5418-6372~3 / FAX : 03-5418-6380

横浜支店 : TEL : 045-211-2001 / FAX : 045-211-2000

URL : <http://www.kau.co.jp>